

### 【廃止】(恒久的施設等への対象租税の額の配賦)

旧 18-1-74 規則第 38 条の 29 第 1 項第 1 号（被配分当期対象租税額等）の「恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、同号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（同号に規定する対象租税の額をいう。以下 18-1-75において同じ。）に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をいう。

(1) 当該恒久的施設等の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(2) 次に掲げる金額の合計額

イ 上記(1)の金額及び当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の他の恒久的施設等の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）の合計額

ロ 当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額のうち上記イに掲げる金額以外の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(注) 1 上記(1)の「恒久的施設等の所得の金額」、上記(2)イの「他の恒久的施設等の所得の金額」及び上記(2)ロの「恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額」は、当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により計算される金額をいう。

2 上記(2)に掲げる金額が零である場合には、同号の「恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」はないものと取り扱って差し支えない。

### **【解説】**

1 改正前の本通達は、令和 7 年度の税制改正前の法人税法施行規則第 38 条の 29 第 1 項第 1 号の「恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」について、法人税法の規定を参照し、具体的な計算を例示により明らかにしていた。

2 令和 7 年度の税制改正において、被配分当期対象租税額の計算方法等について見直しが行われ、特定法人税法（注）の規定の適用を受ける場合における計算方法等が新たに規定された。法人税法は特定法人税法に該当するため、本通達を廃止する。

（注） 特定法人税法とは、法人税又はこれに相当する税（以下「法人税等」という。）に関する法令のうち、配分会社等が有する恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される会社等の所得若しくは会社等から受けた利益の配当につき課される法人税等の額から、

その配分会社等が有する他の恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される他の会社等の所得若しくは他の会社等から受けた利益の配当につき課されるその法人税等以外の税の額を控除することができることとされているもの又はこれに類するものをいうこととされている（規 38 の 29⑨一）。

3 また、法人税基本通達の次に掲げる取扱いについても、同様に廃止している。

- (1) 旧 18-1-75 (恒久的施設等への外国税額の控除額の配賦)
- (2) 旧 18-1-76 (外国子会社合算税制の適用がある場合の対象租税の額の配賦)
- (3) 旧 18-1-77 (外国子会社合算税制の適用がある場合の外国税額の控除額の配賦)
- (4) 旧 18-1-78 (構成員課税型会社等への対象租税の額の配賦)
- (5) 旧 18-1-79 (構成員課税型会社等への外国税額の控除額の配賦)

4 なお、本通達の廃止は、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の法人税法第 82 条の 2 第 1 項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用されることから、改正前の本通達及び上記 3(1)から(5)までに掲げる取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度に限り適用されることとなることに留意が必要である。